

令和6年度処遇改善加算計画書について

株式会社オアシス 事業所名：デイサービスひだまりの家

期間：令和6年4月から令和6年5月（処遇改善加算Ⅰ）

令和6年6月から令和7年3月（

賃金改善を行う給与の種類

1. 基本給 2. 資格活用手当 3 賞与

2. 取り組み内容

「福祉・介護職員の処遇改善加算金、特定処遇改善加算金」を社員の所属する部署の交付率、勤務時間、職務内容により配分し、賞与に加算して支給する。

非常勤社員、パート職員には賞与を支給しない。ただし、「介護職員処遇改善加算金、特定処遇改善加算金」については正社員の賞与の支給時期に合わせて、非常勤社員、パート職員の所属する部署の交付率、勤務時間数、職務内容に応じて配分し、支給するものとする。（1時間につき50～100円予定）

「介護職員処遇改善加算金、特定処遇改善加算金」「福祉・介護職員の処遇改善加算金、特定処遇改善加算金」が交付された場合、その中から1カ月単位で、登録ヘルパーの稼働時間により「登録ヘルパー稼働時間加算金を給与に加算して支給する。

ベースアップ等加算は、その収入の総額の2/3以上を、年齢、資格、経験、勤務成績を考慮し、各人ごとに基本給に加算されて支払われることとする。

介護職員（正社員） 月額（2,000～9,000円）その他の職種 必要に応じて加算。

またベースアップ等支援手当による収入が当該手当の支給額を上回る倍には、賞与時に職員に、年齢、資格、経験、勤務成績を考慮し、支給することとする。

ベースアップ等支援加算手当は時給の加算として、年齢、資格、経験、技能、勤務成績を考慮して各人ごとに決定する。

介護職員（10～50円の加算）

3. キャリアパス要件Ⅰ

- ① 介護職員の職位、職責または職務内容は就業規則別表に定める
- ② 職位、職責または職務内容に応じた賃金体系は賃金規定に定める
- ③ 就業規則、賃金規程を事業所に備え付けることで周知する

4. キャリアパス要件Ⅱ

- ① 資質の向上のため研修計画を策定し、毎月行う、また外部の研修の受講に対して資金の補助等の援助を行う。
- ② 通知やミーティングを行うことで周知する

5. キャリアパス要件Ⅲ

- ① 昇給は毎年4月に、経験と資格等に応じて昇給することとする。
- ② 就業規則、賃金規程を事業所に沿内点けることで周知する

6. 職場環境等要件

下記について取り組みをおこなうこととする。

① 入植促進に向けた取り組み

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針を提示する。

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等経験者・有資格者等にこだわらない
幅広い採用の仕組みの構築

② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながらキャリアアップを目指すものに対する受講支援や料金の援助をする
キャリア面談などキャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

③ 両立支援、多様な働き方の推進

介護職員の状況に応じた勤務シフトや非常勤職員から正社員への登用制度の整備
有給休暇の所得しやすい環境の整備

④ 腰痛を含む心身の健康管理

全従業者受診可能な健康診断、従業員のための休憩室の設置
事故・トラブルへの対応マニュアルなどの作成等体制の整備

⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

5S活動等の実践による職場環境の整備
業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等情報共有の作業負担軽減

⑥ やりがい、働き甲斐の醸成

職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境の改善
利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供